

今年度の取組状況及び今後の方向性について

資料1

(1) ヤングケアラー及びその家庭への支援体制の整備

当事者や周囲が「気づき」、適切な支援に「つなぎ」、「支える」体制の整備

◎ 昨年度検討会議の意見

- こども自身が相談できる体制が必要
- ヤングケアラーかどうか判断するのは難しいが、心配なこどもについて継続的に見守り、確認していくことが必要
- 教育現場の役割は、気づきと見守りであり、その後の支援につなげる先が必要
- 相談者は、ヤングケアラーの思いを受け止め、非審判的な態度で対応することが必要
- 具体的な支援につなげるための「介入」のタイミングが難しい
- ヤングケアラーのいる家庭への家事支援について、行政による必要性の判断が難しい
- ヤングケアラーのいる家庭は、特に貧困の問題がある場合が多く、経済的な支援が必要
- 家庭内の複合的な問題に対応するため、市町村の重層的支援体制整備事業を推進していくことが必要
- 高校と市町村との連携が難しい場合がある
- 18歳以上の若者への支援（居場所など）が必要

◎ 教育現場での気づきと見守りの必要性について周知

- ◎ 「ヤングケアラー支援のてびき」をもとに、適切な理解と具体的な支援方法や関係機関の連携方法を幅広く周知
- ◎ こども自身や周囲の大人の気づきを促すよう、元当事者による講演会等を実施
- ◎ ヤングケアラーの可能性のあるこどもの心情をふまえた支援に関する研修を実施

今年度の取組状況及び今後の方向性について

資料1

(1) ヤングケアラー及びその家庭への支援体制の整備

令和6年度の取組状況	今後の方向性
<p>① 学校における生活実態調査の実施【こども家庭課、生徒指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：こども自身の気づきの促進及び学校での気づき・つなぐ体制づくりを図る ・方法：1. 県内全ての小学4～6年生、中学・高校生を対象に生活実態に関する記名式アンケートを実施 2. ヤングケアラーの疑いがある場合、教育相談やアセスメントシートにより支援の必要性判断 3. 必要に応じて市町村の相談窓口等と連携し対応 <p>② 福祉・教育関係機関合同研修会の開催【こども家庭課、生徒指導課、中央福祉相談センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：市町村関係課職員、教育委員会、小中高校教員等（参加者：計335名）、8月実施 ・内容：<u>当事者の思いを踏まえた支援</u>に関する講義、地域の支援体制に関する報告・情報共有、<u>SSWによる支援</u>の取組報告 <p>③ 既存の研修や会議等における周知 【高齢福祉保健課、障害福祉課、こども家庭課、生徒指導課、中央福祉相談センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉：地域包括支援センター初任者研修（5月）、介護支援専門員法定研修（6・8・12月） ・障害福祉：精神保健福祉業務担当者会議（4月）、市町村担当課長会議（4月）、施設長会議（6月） ・児童福祉：地域子育て支援拠点従事者研修（3月）、市町村担当者連絡会議（5月）、 家庭教育支援者養成研修（子育て支援施設職員等）（5月）、 要保護児童対策調整担当者等研修会（9月） ・教育：幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の教員研修（5月～1月）《資料2参照》 	<p>◎ 引き続き、①のとおり、学校現場と連携して生活実態調査を実施するとともに、<u>より効果的な活用について研修・会議やコーディネーターによる出張講座等で周知する。</u></p> <p>◎ ②～⑤のとおり、<u>教育・介護・医療・地域支援・子育て支援など幅広い関係機関に対して、「ヤングケアラー支援のてびき」</u>をもとに、ヤングケアラーに関する理解促進・意識向上のための研修や、市町村と関係機関との連携強化の取組を実施する。</p>
<p><「県ヤングケアラーコーディネーター」の取組強化（④～⑦）> 《資料3参照》</p> <p>④ 市町村・関係機関に対する実態把握・コンサルテーションの実施</p> <p>⑤ 「ヤングケアラー支援のてびき」の周知・配布（研修等での活用）【新規】</p> <p>⑥ 高校生を対象とした元当事者による講演会及び相談会の開催【新規】</p> <p>⑦ 市町村の支援体制調査の実施《資料4参照》</p>	<p>◎ ⑥のとおり、引き続き、こどもや教職員への啓発のため、高校等での<u>元当事者による講演会について、SSWと連携し開催する。</u></p>

今年度の取組状況及び今後の方向性について

(2) 「社会的認知度」の向上

◎ 昨年度検討会議の意見

- 価値観の多様化により、問題性が認知されにくく、介入も難しい
- こどもの権利の尊重に対する理解が必要

- ◎ ヤングケアラーに関する理解が深まり、こどもの権利を尊重し、身近な地域で寄り添い・支えることができるよう、
⇒ ヤングケアラーの状況や支援内容等について、社会全体へ広く浸透させる取組を推進

令和6年度取組状況

今後の方向性

- ① ホームページでの広報【こども家庭課、中央福祉相談センター】
- ② 関係機関向けリーフレットの配付【こども家庭課】
・ 配布先：市町村、福祉関係事業所、学校・関係機関、医療機関、雇用関係分野等
- ③ 中高生向けの電子リーフレットの配付【こども家庭課、中央福祉相談センター】
- ④ 県コーディネーターによる出張講座【中央福祉相談センター】
- ⑤ 高校生を対象とした元当事者による講演会及び相談会の開催

- ◎ ヤングケアラーに関する理解が深まり、社会的認知度が高まるよう、
引き続き、①～②のとおり、ヤングケアラーに関する広報・啓発の取組を実施するとともに、
③～⑤のとおり、
学校現場を中心により広く認知度向上を図る。